

稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金交付要綱

(昭和63年4月28日市長決裁)

改正 昭和63年5月1日

改正 平成2年4月1日

改正 平成16年12月1日

改正 平成17年10月1日

改正 平成25年4月1日

改正 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量対策の一環として、家庭から排出される生ごみの自家処理の促進を図るため、生ごみ処理容器の購入者に対し、その費用の一部を助成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 地中の微生物による醗酵分解を利用して生ごみを堆肥化させ、容積を減少させる容器をいう。
- (2) 生ごみ減容器 酵素菌の作用により、生ごみを分解・消滅させる容器をいう。
- (3) 電動生ごみ減容器 電気を使用して乾燥、攪拌等を行い、生ごみの容積を減少させる機器をいう。

2 この要綱において「生ごみ処理容器」とは、前項各号に掲げるものをいう。

(助成金)

第3条 市は、予算の範囲内において、購入者に対し、稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 助成金の範囲は、1世帯2基までとする。ただし、電動式の場合は、1世帯1基までとする。

(交付要件)

第4条 助成金の交付を受けられる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 稲城市に居住していること。ただし、事業所等を除く。
- (2) 生ごみ堆肥化容器により、堆肥化されたごみは、設置者自らが処理できること。
- (3) 購入設置した生ごみ処理容器が、常に良好な状態で保持でき、周囲に迷惑を及ぼさないよう維持管理ができること。
- (4) この要綱の第6条から第10条までの手続を同一年度内にできること。

(助成金の額)

第5条 生ごみ処理容器の購入に際し、別表に掲げる金額を助成する。

- 2 助成対象は、別表に掲げる容器とする。ただし、処理方式が別表に掲げる種別と同等である場合、助成の対象とし、別表に掲げる助成額を限度に、本体価格(税込み額)の2分の1以内の額を助成する。なお、助成金額に100円未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てるものとする。

(生ごみ処理容器の購入申請)

第6条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ処理容器を購入する前に稲城市生ごみ自家処理容器購入申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(購入の承認)

第7条 市長は、前条に規定する購入申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認められる場合は稲城市生ごみ自家処理容器購入承認書(第2号様式)により、その旨を当該申請者に通知する。

なお、承認書の有効期間は、購入申請書を提出した日から1か月間とする。

(助成金の交付申請)

第8条 生ごみ自家処理容器購入承認の通知を受けた申請者は、当該容器を購入した後に稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金交付申請書(第3号様式)に当該容器の購入を証する書類を添えて、生ごみ処理容器を購入した日から起算して6か月以内に市長に提出しなければならない。

- 2 この要綱による助成金の交付を受けたものは、交付決定を受けた日から起算して、3年を経過しなければ、第3条の助成限度基数を超えて交付申請をすることができない。ただし、申請者が当該生ごみ処理機器を善良な管理の下に使用したにもかかわらず、機能が果たせなくなったと市長が認める場合は、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する交付申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認められる場合は稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金交付決定通知書(第4号様式)により、その旨を当該申請者に通知する。

(助成金の交付請求)

第10条 申請者は、前条に規定する通知を受けたときは、稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金交付請求書(第5号様式)により、市長に対し助成金の支払を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金を交付しなければならない。

(代理人)

第11条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付申請を行うまでに、市長に対し、代理人選任届(第6号様式)を提出することで、助成金の交付申請、交付決定通知の受領、助成金の請求及び受領に関する事務の全部又は一部を代理人に委任することができる。

2 代理人は、助成金の交付申請をするとき、市長に対し、生ごみ自家処理容器購入者名簿(第7号様式)を併せて提出しなければならない。

(返還)

第12条 市長は、不正な手段により助成金の交付を受けた者に対しては、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種別	規格	助成額（1基当たり）
生ごみ堆肥化容器 ・生ごみ減容器など 容量190リットル未 満の容器	容量190リットル未満	3,000円
生ごみ堆肥化容器 ・生ごみ減容器など 容量190リットル以 上の容器	容量190リットル以上	6,000円
電動生ごみ減容器		10,000円

(第1号様式)

年 月 日

稲城市生ごみ自家処理容器購入申請書

稲 城 市 長 殿

住 所 稲城市

氏 名

印

電 話

私は、生ごみ自家処理容器を購入したいので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 購入希望基数 () 基

購入処理容器型式 ()

(メーカー名・品番等)

2. 購入希望店名 ()

(通販なども含む)

(第2号様式)

第 年 月 日 号

稲城市生ごみ自家処理容器購入承認書

殿

稲城市長 高橋 勝浩
[公印省略]

年 月 日付で申請のありました、生ごみ自家処理容器購入申請について、下記のとおり承認する。

記

1. 承認
2. 不承認 理由.....
3. 購入承認書有効期限 年 月 日まで

注意事項

- ① 有効期限を過ぎた場合、この承認書は無効となります。必ず期限内に所定の手続きを済ませてください。
- ② 購入、設置した生ごみ処理容器が、常に良好な状態で保持でき、周囲に迷惑を及ぼさないよう維持管理してください。

(第3号様式)

年 月 日

稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金交付申請書

稲 城 市 長 殿

住 所

氏 名

印

電 話

生ごみ自家処理容器購入助成金を次のとおり交付されるよう、稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

1. 助成金申請額 円

2. 助成内容

形式	基数	購入金額	助成金額	個人負担金額
	基	円	円	円
	基	円	円	円
合計	基	円	円	円

3. 添付資料 (※(2)は、第6号様式「代理人選任届」を提出した者のみ)

(1) 購入を証する書類 (領収書等)

(2) 生ごみ自家処理容器購入者名簿 (第7号様式)

(第4号様式)

第 号
年 月 日

稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金交付決定通知書

殿

稲城市長 高橋 勝 浩

年 月 日付で申請のありました、稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金
について、稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金交付要綱第9条の規定に基づき、
下記の条件により助成金の交付を決定したので通知します。

記

1. 助成金交付決定額 円

2. 助成金の内訳 交付申請書のとおり

3. 交付の条件

次の各号に該当する場合は、助成金の一部または、全部の返還を命ずることがある。

(1) 助成を受けることについて、不正な行為があると認められる場合

(2) その他助成することが、不適切と認められる事実があった場合

(第5号様式)

年 月 日

稲 城 市 長 殿

住所

氏名

印

電話

稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金交付請求書

年 月 日付、稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金交付決定通知書により交付決定のありました、稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金として、下記の金額を請求します。

記

請 求 金 額 _____ 円

振込口座 下記の振込み口座にお振込みください。

振込先 金融機関			
預金 種別		口座 番号	
フリガナ			
口座 名義			
債権者 番号			

(第6号様式)

年 月 日

代理人選任届

稲城市長 殿

住所 稲城市

氏名 ㊟

電話

私は、稲城市生ごみ自家処理容器購入助成金に係る下記行為について、次の者を代理人に選任し、その権限を委託したのでお届けします。

住 所

氏 名

記

稲城市生ごみ自家処理容器助成金交付要綱に基づく助成金の交付申請行為及び交付決定通知の受領並びに助成金の請求及び受領行為

